

山形市高齢者保健福祉計画

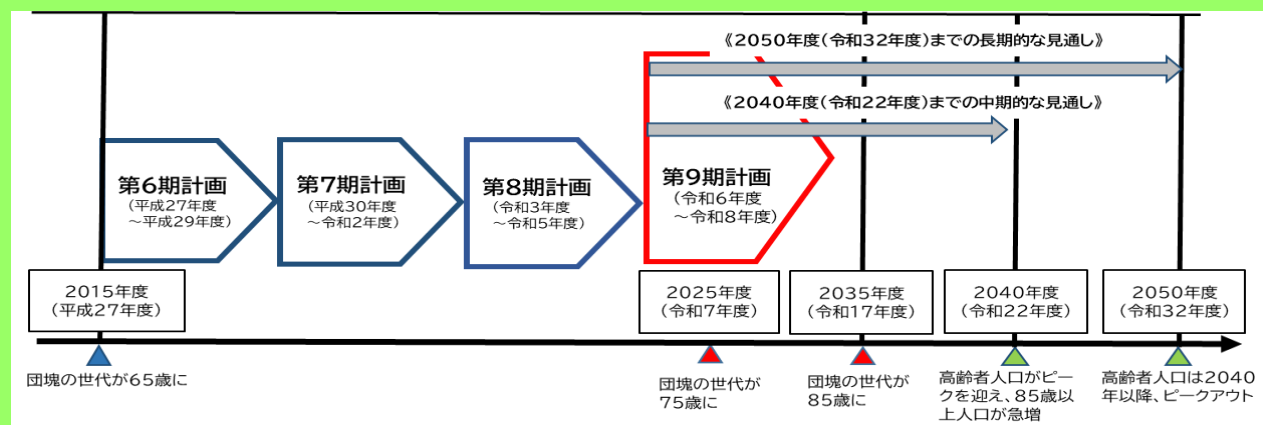
(第9期介護保険事業計画)

概要

令和6年度～令和8年度

山形市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画)とは

この計画は、2040年度や2050年度を見据え、「地域包括ケアシステム」の確立に向けた取組を深化・推進することにより、高齢者が住み慣れた地域とともに支え合い、自分らしくチャレンジしながら暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現を目指し、2024年度から2026年度を計画期間とする高齢者保健福祉に関する施策や介護保険料などを定めたものです。



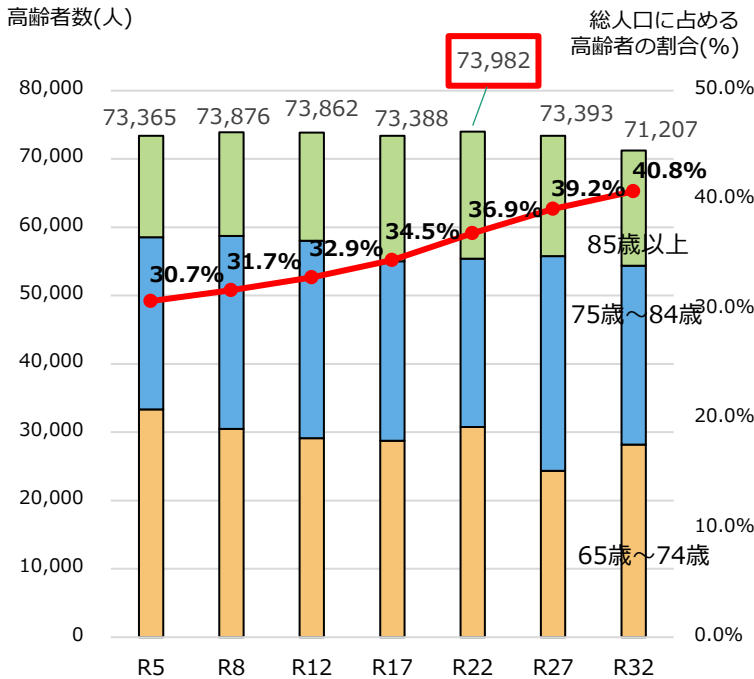
令和6年3月
山形市

第1 高齢化の状況(推計)

高齢者数の推移

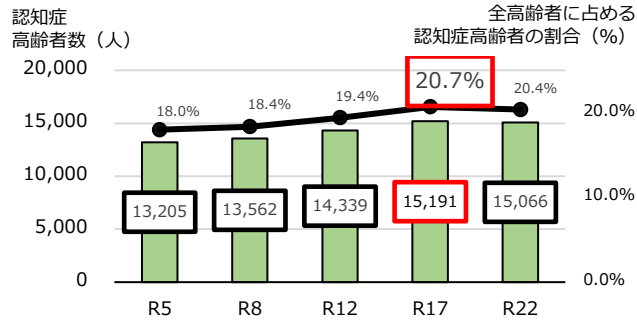
高齢化は更に進展

令和22年には、85歳以上人口が令和5年の約1.2倍(⑤14,813人⇒②18,595人)に



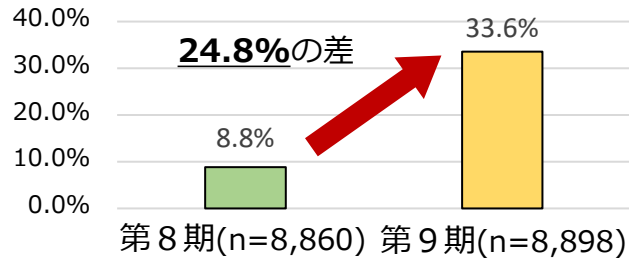
認知症高齢者の推移

令和17年(2035年)には、
認知症高齢者が全高齢者の約20%に



閉じこもり傾向リスクの増加

リスク判定に該当した方のうち
閉じこもり傾向リスクが33.6%と急増



第2 計画の概要

1. 基本理念とビジョン

【基本理念】地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進

～ 住み慣れた地域でともに支え合い、自分らしくチャレンジできるまちづくり ～

《計画全体のビジョン》

《健やかに生きがいを持って 生活するためのビジョン》

(大目標)

高齢者が自らの能力を活かしながら、住み慣れた地域で支え合い、いきいきとした暮らしができています

(中目標)

視点Ⅰ：社会参加

高齢者が社会の中で役割を持って活動的に暮らしている

視点Ⅱ：介護予防、生活支援

高齢者が住み慣れた地域の中でいきいきと暮らしている



《介護が必要になっても住み慣れた地域 で安心して生活するためのビジョン》

(大目標)

要介護者が住み慣れた地域で安心して自らの意思で望む暮らしができています

(中目標)

視点Ⅰ：本人の在宅生活の継続性の確保

住み慣れた地域で安心して自らの意思で望む暮らしができています

視点Ⅱ：家族等介護者の就労の継続

支え合いながら安心して介護ができて仕事も続けられている

視点Ⅲ：サービス提供体制の確保

必要なサービスが確保できている



要介護認定を受けずに健康に生活している高齢者の割合(83.2%)を維持・増加

《介護現場の革新に関するビジョン》

(大目標)

介護職に魅力が感じられ、職員が誇りを持って仕事ができる環境をつくる

(中目標)

介護人材一人一人が、誇りを持ってクリエイティブな仕事だと思っている



(中目標)

働きやすい環境で、多様な介護人材がそれぞれの立場・役割を持ち「チームケア」が実践されている



山形市内の介護サービス事業所・施設職員の離職率を12.7% → 10.7%

《リハビリテーションサービス

提供体制に関するビジョン》

(大目標)

利用者及び家族並びに医療・介護関係者が自立支援の意識を持ち、利用者が状況に応じた適切なリハビリテーションを主体的に行うことで、住み慣れた地域で自らの意思で望む暮らしができています

(中目標 (提供体制))

- ①利用者の自立支援に向けた適切なリハビリテーションが提供されるよう、医療・介護関係者間の理解促進が図られている
- ②ケアマネジャーを中心に関係する介護と医療サービス関係者間の連携ができています
- ③事業所にリハビリテーション専門職が配置され、個別ケアが行われている

(中目標 (利用促進))

利用者や家族等が、サービスやその効果について理解し、必要なリハビリテーションを利用している

訪問リハビリテーション利用率を0.5% → 1.0%

2. サービス提供体制の構築方針等

介護サービスの提供体制について基本的な考え方を示し、各サービスの整備・管理等や取組を進めていきます。また、その取組の効果を認定者数とサービス見込量の推計に反映します。

①居宅サービス

在宅生活を支えるため、夜間や医療的な支援に対応する訪問系サービスの提供が必要です。訪問系サービスに関する理解の促進やリハビリテーションの重要性などを周知していきます。通所介護サービスの供給過多を踏まえサービス量の管理を行っていきます。

②施設・居住系サービス

山形県保健医療計画（地域医療構想）のほか、在宅生活の継続や中長期的な人口動態、高齢者向け住まいの整備状況等を踏まえた整備が必要です。

③医療的ニーズに対応するサービス

医療的ニーズに対する介護従事者等の対応力向上、医療関係者との連携、チームケアの推進が必要です。

④介護予防・日常生活支援総合事業

通所型サービスC（元気あっぷ教室）の利用を更に促進するとともに、地域の居場所づくりなど、社会参加を促す取組が必要です。介護予防モデルの再構築、通いの場の立ち上げ・継続支援等を行っていきます。

⑤在宅生活を支える生活支援サービス

地域支え合いボランティアや民間サービス等のインフォーマルサービスと介護保険サービスを組み合わせた支援を推進するため、インフォーマルサービスの見える化とマッチング機能の向上が必要です。

⑥介護現場の革新

訪問介護員や介護職員など職種ごとの課題等を明らかにし、介護人材の確保・定着を促進するため、介護の魅力発信やICTの活用等による生産性の向上、ハラスメント対策等、総合的な取組が必要です。

⑦リハビリテーションサービス

質の高いリハビリテーションサービスが提供されるよう、医療・介護関係者の理解や幅広いサービスの提供体制の推進が必要です。

施策の効果を反映

○通いの場への参加者数が増加することで、身体機能の低下等のリスク該当者が減少し、認定者数・事業対象者数から60人の減少を見込みます。

○多様なサービスの整備により、在宅生活が困難な方の在宅生活が可能となり、施設・居住系サービス見込量から192人減少し、居宅サービス見込量は増加します。

第3 具体的な取組

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1. 地域包括支援センターによる支援体制の充実

(1) 地域包括支援センターの充実

- 地域包括支援センターには、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士が配置されています。地域包括ケアシステムの要となる機関として、専門性を活かし相互連携しながらチームアプローチにより業務にあたります。
【保健師】健康に関する相談を受けたり、介護予防に関する支援を行う専門職です。
【主任介護支援専門員】地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う専門職です。
【社会福祉士】福祉サービスを必要とする人の相談に応じ、助言や援助を行う専門職です。
- 専門職、事務職等の適切な人員体制の確保と業務負担の軽減のため、専門職の資格要件拡大の検討や、リスク発生時の対応フロー図の作成などリスクマネジメントを実施しながら働きやすい環境づくりを進めていきます。

(2) 地域ケア会議の効果的な実施

- 引き続き「地域ケア会議」の普及と拡大を図るとともに、地域における課題を多機関が連携して迅速に解決することを目指します。

(3) 介護者支援

- ダブルケア、ヤングケアラー、介護離職など、社会的な問題を抱えるなか、若い世代への介護や福祉に関する制度や介護休暇などの制度周知、研修等による相談支援の強化等を進めます。

(4) 重層的な支援体制の構築

- 障がい者支援、子育て支援、生活困窮者支援など多機関と連携し、重なり合って支援するため、連携の仕組みづくりの推進や共通認識の場の設定など重層的な支援を一層充実していきます。

2. 介護予防・生活支援・地域づくりの推進

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

①介護予防・生活支援サービス事業(事業対象者※、要支援者等が対象)

※「事業対象者」とは、基本チェックリストにより支援が必要と認められる方です。

通所型サービス	従前相当	日常生活支援、レクリエーション、機能訓練等
	A（基準緩和）	簡単な体操、レクリエーション、交流等
	B（住民主体）	地域支え合いボランティア活動による高齢者の居場所づくり
	C（元気あっぷ教室）	リハビリテーション専門職が、短期集中で利用者の身体機能や活動意欲等の向上を支援
訪問型サービス	従前相当	ホームヘルパーによる身体介護や生活援助
	A（基準緩和）	一定の研修を受けた者による生活援助
	B（住民主体）	地域支え合いボランティア活動による生活支援
	C（おいしく栄養あっぷ訪問）	栄養状態や生活行為の改善のため、管理栄養士等が自宅に訪問
	D	地域支え合いボランティア活動による移動支援

- ・上記の各サービスを実施するとともに、社会参加による介護予防を一層推進するため、市の介護予防モデルを再構築し、元気あっぷ教室(通所型サービスC)からの利用を基本に、身体機能や意欲の向上を目指します。さらに、元気あっぷ教室の利用を通し、利用者が行いたい活動を見つけ、居場所や趣味活動、就労的活動等につなげることを目指します。

②一般介護予防事業（全ての高齢者が対象）

- ・専門職の派遣等により、住民主体の通いの場の立ち上げ・継続のための支援を行います。
- ・閉じこもり予防・社会参加の促進のため、
ヒアリングフレイルの早期発見・早期対応をする
「聴こえくつきり事業」など、聴こえの課題改善
による介護予防、認知症予防を推進します。



(2) 生活支援体制整備事業の推進

- 生活支援コーディネーターや我が事・丸ごと地域づくり推進事業の地域拠点を中心に、住民や地域関係者、支え合い活動を行う団体や民間企業等によるネットワークを形成し、地域のニーズと資源の見える化、担い手の養成等を進めます。

(3) ケアマネジメントの質の向上

- 自立支援に資するケアマネジメントが行われるよう、居宅介護支援事業所への集団指導や研修会において周知啓発を進めます。

(4) インフォーマルサービスの充実と支援のマッチング

- 地域に必要なサービスの創出や担い手の養成等の強化を進めるとともに、地域のニーズとインフォーマルサービスのマッチングを進めます。

- 見守り、外出支援、弁当配達などのインフォーマルサービスをはじめとする多様な支援が活用されるよう、生活支援コーディネーターが中心となって、地域関係者、民間企業等と連携し、「生活お役立ちガイドブック」を作成しています。さらに、サービスを便利に検索できるシステムを構築し、高齢者一人一人に合った適切なサポートを提供することを進めます。



山形市
生活お役立ち
ガイドブック

5年度版

編集：山形市（生活支援コーディネーター）
山形市福祉推進課（コーディネーター）
山形市福祉推進課 長寿支援課
協力：山形市地域福祉支援センター
発行：山形市社会福祉協議会 地域福祉課 福祉のまちづくり係

＜生活お役立ちガイドブック＞

宅配、ボランティアによる家事支援、配食、サロン等の交流できる居場所、外出支援サービスなど地域の様々な生活支援サービスの一覧です。山形市ホームページからダウンロードできます。



(5) 社会参加・健康づくりの推進

- シルバー人材センター等関係団体と連携した高齢者の就労機会の創出や、高齢者の社会参加を促進する重要な活動である老人クラブについて更なる周知を進めます。
- SUKSK（スクスク）生活の実践、口の健康・足の健康などの健康づくりを推進します。

3. 医療と介護の連携推進

市医師会に設置した在宅医療・介護連携室「ポピー」を中心に、山形県や村山保健所と連携しながら、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進します。

(1) 在宅医療・介護連携推進事業の推進

- 元気なうちから在宅医療や介護、看取りを含む人生会議（ACP）についての理解を深めるため、気軽に話し合うことができるツールなどを活用し積極的な周知を行います。
- 医療・介護関係者の情報共有の支援として、「ポピー」を中心に、「ポピーねっとやまがた(情報共有システム)」、「村山地域入退院支援の手引き」等の効果的な活用に向け周知を進めます。
- 研修や出張勉強会を通じて、本人の意思を尊重した多職種によるチーム支援を推進するとともに、看取り、認知症、感染症や災害時対応を含む様々な局面における連携につなげていきます。

4. 認知症施策の総合的な推進

「認知症にやさしい地域づくり」を目指し、おれんじサポートチーム※を中心に、「共生」と「予防」を車の両輪として、認知症施策を総合的に推進していきます。

※おれんじサポートチームは認知症初期集中チームと認知症地域支援推進員が本人や家族の支援、地域での連携づくりを行います。

【認知症初期集中チーム】専門医の受診や介護サービス利用の支援、家族の相談・助言等、包括的な支援を行います。

【認知症地域支援推進員】認知症の正しい理解の普及啓発や居場所づくりの支援、ネットワークづくりを行います。

(1) 普及啓発・本人発信支援

- 地域関係者、民間企業の従業者、学生等の認知症サポーターの養成と活動支援を進めます。
- 認知症の方本人同士が語り合う「本人ミーティング」を開催し、市の「認知症施策推進計画」の策定につなげます。

＜認知症サポーターカード＞



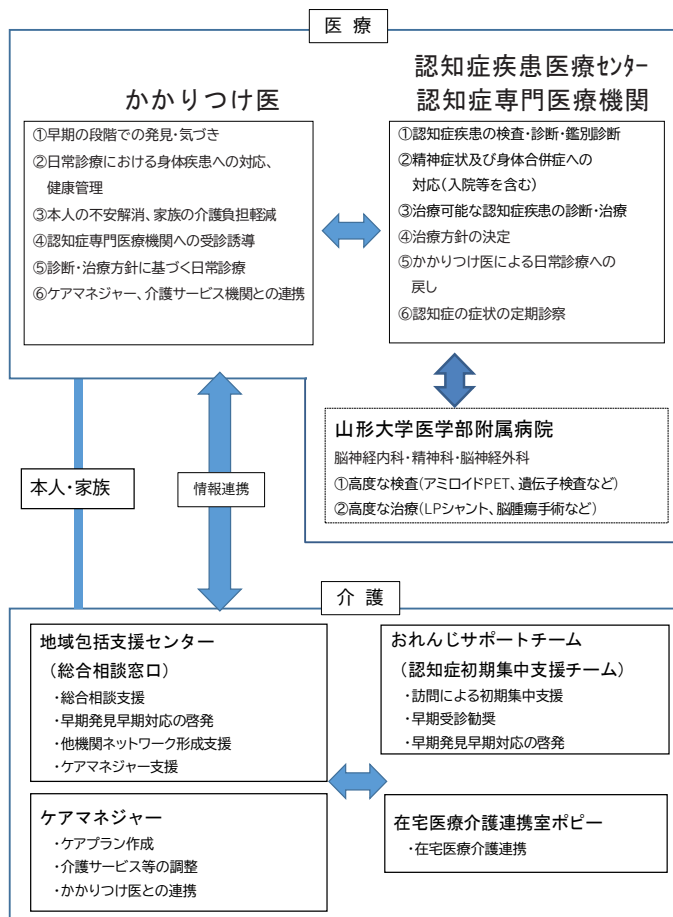
(2) 予防

- 難聴が認知症発症の最大のリスク要因であることから、加齢による聴力低下の早期発見・早期対応を行う「聴こえくつきり事業」を実施し、「聴こえ」の課題の改善により認知症予防や社会参加の促進を図ります。

(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- 早期発見・早期対応に向けて、サポートブックを活用し、医療・介護関係者、地域関係者、民間企業の理解促進やそれぞれの役割に応じた対応力の向上を進めます。
- 山形市医師会と連携し、山形市認知症医療ネットワーク等を活用し、認知症の方への診療や連携等に関する対応の共有を進めます。
- かかりつけ医、認知症サポート医、認知症疾患医療センター、地域包括支援センター、ケアマネジャーが連携し、チームとして認知症の方の必要な医療と介護を提供できる体制の構築を進めます。

＜山形市認知症医療ネットワーク＞



(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

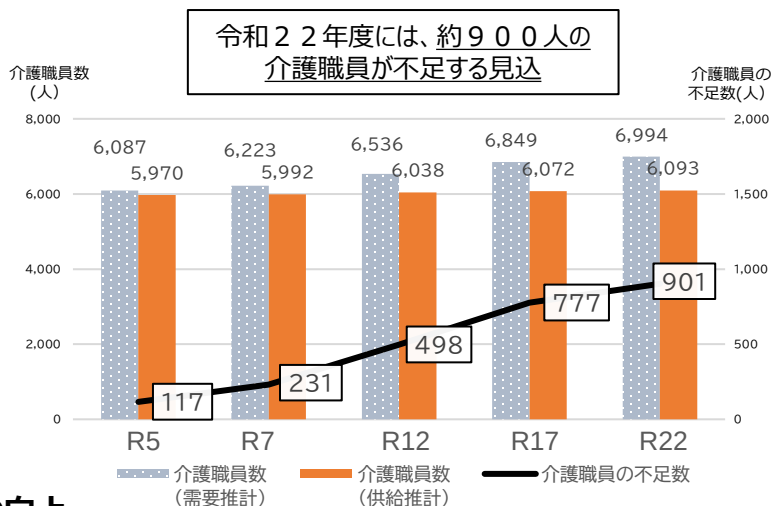
- 認知症サポーターによる具体的な支援活動である「チームオレンジ」の定着のため支援を行います。
- 認知症サポーターの活動や認知症カフェ等を通じて、引き続き見守り体制を強化します。
- 行方不明時の早期発見のための位置情報システム（GPS）の導入支援を行います。

5 . 介護現場の革新

介護人材の不足が見込まれるなか、必要な介護人材の確保に向けて、介護現場の革新に向けた取組を離職防止、生産性向上を柱に総合的に進めます。

(1) 介護人材の確保・定着

- 学生等と連携し、SNSを活用した魅力発信事業に取り組みます。
- 高齢者の就労支援のためシルバー人材センター等との連携や、学校での認知症サポーター養成講座や介護体験等により、若年層が介護を知り触れる機会を創出します。
- 介護現場で働く職員が安心して働き続けられる職場環境を整備するため、ハラスメント対策研修の実施やマニュアル作成等を行います。



(2) 生産性の向上による業務の効率化・質の向上

- 国の生産性向上ガイドラインを活用し、令和5年度までに創出した生産性向上モデル事業所の取組成果を、多くの事業所が取り組めるよう横展開を図ります。
- 生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的・横断的に支援する「山形県生産性向上総合相談センター(仮称)」と連携し、支援等の周知を行います。

(3) 安全性の確保及びリスクマネジメントの推進

- 介護サービスにかかる指定に関する申請・届出等の手続きをデジタル化し、文書事務に係る負担軽減を進めます。
- 運営指導等において、事故発生防止のための指針の整備や事故発生時の対応状況等の確認を行い、介護現場の安全管理体制の整備を支援します。

6 . 介護サービスの基盤整備と高齢者向け住まいの確保

(1) 介護サービス・高齢者向け住まいの整備・管理等

- 公募制により、認知症高齢者グループホームを1事業所（18床）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を1事業所整備します。
- 通所介護・地域密着型通所介護・総合事業通所型サービス（従前相当）は、利用見込みに対して定員数が多いため、新規の指定を行いません。
- 「山形市住宅確保要配慮者居住支援協議会」において関係団体と連携・協議しながら、住宅確保に配慮が必要な高齢者の円滑な住まい確保と居住支援の取組を進めます。

(2) 介護サービス・高齢者向け住まいの質の向上

- 介護サービス事業者への運営指導を通じて、事業所が抱える課題を把握し、集団指導において、その課題解決やスキル向上のための支援をしていきます。
- 高齢者向け住まいについては、定期及び随時の検査を行うとともに、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた適正なサービス利用となるよう、介護保険の外部サービスの利用状況を確認する取組を強化します。
- 喀痰吸引等の医療的ケアに関する研修、認定看護師や専門看護師による研修等が効果的に活用されるよう周知するとともに、県と連携し看護師の特定行為研修制度の周知など、介護事業所等と病院等との連携が進むよう支援します。
- 市内の介護サービス事業所連絡会等と協働し作成した介護サービスの目的や効果を伝えるチラシを活用し、広く周知します。

(3) 山形市設置施設（公の施設）等における介護サービス提供体制のあり方検討

- 人口動態や介護ニーズを踏まえ、通所介護等の民間施設で充足している介護サービスを市有施設等で継続する必要性を検討し、市有施設等と民間施設の需給バランスの是正を進めます。

7. 権利擁護

(1) 成年後見制度の利用促進

※成年後見制度利用促進基本計画に位置付け、関連計画と整合性を図りながら、成年後見制度の利用促進に向けた取組を推進します。

- 地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関である「山形市成年後見センター」を中心として、「山形市成年後見推進協議会」開催等を通じてネットワークを強化します。また、成年後見制度の利用が必要な方を発見し、適切に必要な支援につなげるため、町内会・自治会等による地域活動、高齢者の見守り活動との連携を推進します。
- 制度や相談窓口等に関して、民生委員・児童委員等の地区関係者と連携し、市民への積極的な周知を行うとともに、ホームページやSNSの活用による効果的な周知方法を検討します。加えて、成年後見センターによる「出前講座」、一般市民を対象とした「成年後見セミナー」を開催し、積極的な広報活動を行っていきます。
- 本人や親族等による申立てが期待できない場合には、市長申立てや後見人等に対する報酬助成を行い、制度利用を支援します。

(2) 高齢者虐待の防止

- 「高齢者虐待防止連絡協議会」や「ネットワーク会議」を通し、地域における見守り体制等、関係機関による更なる連携の強化を図ります。また、関係機関によって構成する「高齢者虐待対応多機関連携ワーキンググループ」において具体的な取組みを協議し、より実効性のある体制を整備していきます。
- 課題の解決には様々な視点からの支援が必要とされるため、虐待を受けた高齢者のみならず加害の立場にある養護者に対して、関係機関と適切な役割分担を行い、連携した支援を行うとともに再発防止に向けた助言等を行います。

8. 安全・安心な暮らしができる環境づくり

(1) 移動手段の確保

- 高齢者等のニーズや生活実態に即した路線バス、コミュニティバス等の移動手段の確保を進めます。
- 相乗りマッチングのデジタル化を視野に入れ、タクシーを活用した公共交通を導入するためのモデル事業を実施します。
- このほか、生活支援コーディネーターの活動等を通じて、地域住民や社会福祉法人による移動支援等の多様な移動手段の確保を図ります。



(2) 見守り・声かけの推進

＜タクシーを活用したモデル事業＞

- 新聞配達、配送業、ライフライン事業者等の民間事業者の協力により地域における見守り体制を強化する「山形市高齢者等見守りネットワーク」により、高齢者等を見守り、命に関わるような緊急性のある異変に気づくことで、早期発見とその後の適切な支援につなげていきます。

(3) 防災対策の推進

- 地区防災計画、福祉マップ等を活用しながら、各地区の連携体制の構築を支援します。
- 「山形市避難行動要支援者の避難行動支援制度全体計画」について、地域関係者等と十分に協議し、必要な見直しを行い、全要支援者の個別計画の策定を進めます。
- 高齢者施設等やホテル協会等と連携し、福祉避難所の充実を図ります。
- 介護サービス事業所に対し、避難計画や業務継続計画の策定、研修及び訓練実施について適切に指導します。

(4) 感染症対策と継続的なサービス提供

- 介護サービス事業所等を対象とした運営指導及び集団指導を通じての指導や研修会等により感染予防と正しい知識の普及・啓発を図ります。
- 住民主体の通いの場等の地域活動に対し、十分な感染予防対策が講じられるよう支援します。

Ⅱ 介護保険制度の運営

1. 要介護認定体制の確保

(1) 認定調査

○認定調査の委託をさらに拡充するなど、調査体制の強化を図ります。

(2) 介護認定審査会

○保健・医療・福祉の学識経験者を各合議体に適切に配置します。

○ICTを活用したリモートでの介護認定審査会の実施に取り組みます。

(3) 認定についての相談体制

○地域包括支援センター等と密に連携し総合的な相談対応を行います。

2. 介護給付の適正化

介護保険の介護給付適正化計画として、次の適正化事業を推進します。

(1) 国の主要3事業等の推進

①要介護認定の適正化（国の主要事業）

○認定調査結果の全件点検を行うとともに、認定調査を委託した山形市内の全ての事業所等を対象に検証調査を実施し、認定調査員に調査内容について確認や指導を行います。

②ケアプラン等の点検（国の主要事業）

ア. ケアプランの点検

○点検を通して、介護支援専門員に対して改善すべき事項の伝達や評価等の支援を行うとともに、個々の受給者の状態に適合した過不足のないサービス提供の確保を図ります。

イ. 住宅改修等の点検

○訪問調査等やケアプランとの整合性の観点による点検を行い、受給者の自立支援に資する適切な利用を進めます。

③医療情報との突合・縦覧点検（国の主要事業）

○全ての介護給付費について、山形県国保連合会に委託し実施します。また、突合及び点検の結果を確認し、必要に応じて過誤調整処理を同連合会に依頼し、適正な給付を図ります。

④介護給付費通知（保険者任意事業）

○第9期計画期間において、国の主要事業から除外され、各保険者の任意事業となることから、費用対効果や事務負担の現状を踏まえて、取組方法について検討していきます。

(2) 適正化事業の推進方策

○事業者に対し、制度内容及び介護報酬の適切な請求等について周知・啓発を行い、法令遵守の徹底を図るとともに、利用者等からの苦情・相談、事業所の職員等からの通報等の内容の事実確認を行い、指導監督を適切に実施します。

○自立支援型地域ケア会議を活用し、医療・介護の多職種が協働してケアマネジメント支援を行うことにより、地域における自立支援に向けた適正なケアプランの作成を推進します。

(3) 計画的な取組の推進

○山形県との連携、適正化事業の体制の整備、受給者等の理解の促進、事業者等との目的の共有を図り、事業を推進します。また、取組状況やその効果を確認しながら効果的に事業を推進するため、PDCAサイクルによる取組を継続して展開していきます。

3. 保険料の公平化

(1) 負担能力に応じた所得段階別保険料

○第1号被保険者の保険料に係る国の見直しを踏まえて、所得段階別に保険料の設定を見直すとともに、公費の投入による住民税非課税世帯の保険料の軽減を実施します。

(2) 保険料の収入率の向上

○未納者の状況に応じ、納付相談や納税部門と連携して適切な滞納整理を実施します。

○保険料を納付しやすい環境を整えるため、「コンビニ・キャッシュレス納付」を導入します。

4. 利用者負担の公平化

○利用者負担割合について、国の判定基準に基づき、所得等に応じて適正に判定します。

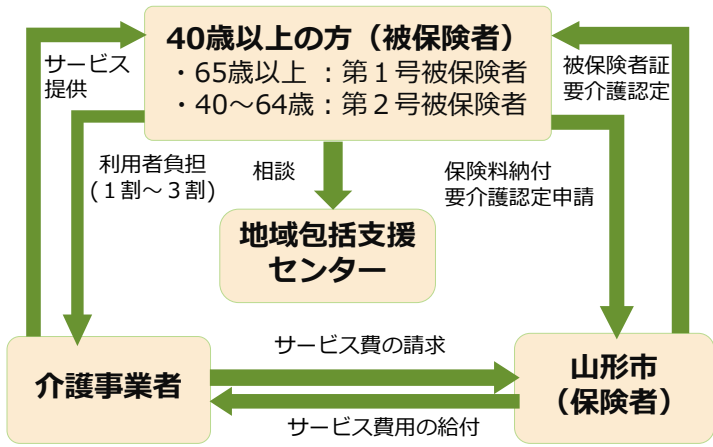
○生活困窮を理由に必要なサービスの利用が制限されないことがないよう、利用者負担軽減制度等の適正な利用の促進を図ります。

第4 介護保険のしくみ、費用等の見込みと保険料

1. 介護保険制度の概要

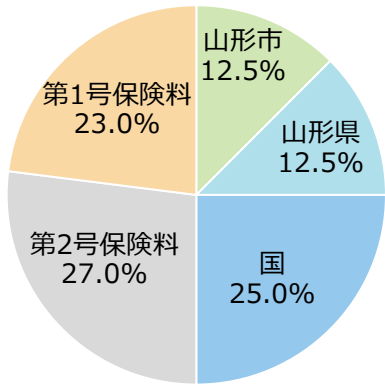
介護保険制度は、40歳以上の方が被保険者として保険料を納め、介護が必要になったときに介護サービスを利用する制度です。制度の運営主体（保険者）は山形市です。

■介護保険制度のしくみ



■介護保険制度の財源

【介護サービスの財源（居宅サービスの場合）】

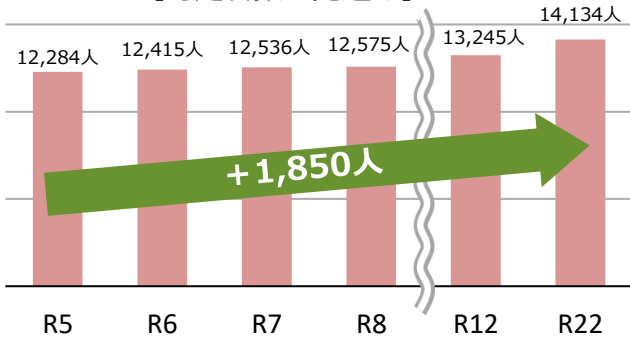


2. 認定者と費用の見込み

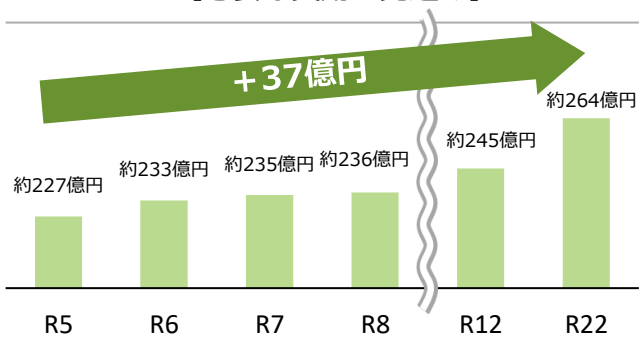
介護ニーズの高い85歳以上人口の増加に伴う要介護（要支援）認定者数の増加や介護報酬の増額改定等により、介護保険事業に必要な費用は年々増加していく見込みです。

ただし、健康づくり（SUKSK生活）や介護予防の取組の推進により、緩やかに増加することを見込んでいます。

【認定者数の見込み】



【必要な費用の見込み】



3. 中長期的な保険料推計

- 国が提供する地域包括ケア「見える化」システムによる推計では、第1号被保険者の保険料の基準額（月額換算）は、令和12年度には「6,804円」、令和22年度には「7,695円」となる見込みです。
- この推計については、これまでの実績を踏まえて見込んだ男女別・年齢別・要介護等状態区分別の認定者数や要介護等状態区分別のサービス利用量の動向が今後も同様に続くことと仮定して推計したものです。
- 地域包括ケアシステムの深化・推進や、高齢者の自立支援、要介護状態の重度化防止等の予防に重点を置いた取組を実施することが、今後増大が見込まれる介護保険給付費の抑制につながることとなり、さらには、保険料上昇を抑制し介護保険制度の持続可能性の確保につながります。



※第9期各段階区分の介護保険料は、次ページのとおりとなります。

4 . 保険料の算出

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は、今後3年間の介護サービス費用をまかなうために算出された「基準額」をもとに、住民税課税状況等に応じて段階的に設定されます。

山形市の保険給付費等のうち65歳以上の方の負担分

保険料の基準額 =

山形市の65歳以上の方の人数

保険料の基準額

年額 69,600円（月額換算 5,800円）

（第8期と同額）

■ 第9期計画期間における第1号被保険者保険料（令和6年度～令和8年度）

所得段階 (乗率)	住民税 課税状況		対象となる方の区分		保険料		前期との比較 (年額)
					年額	月額	
第 1 段階 (基準額×0.285)	本人 非課税	世帯 非課税	生活保護受給者		19,800円	1,650円	1,000円 の引下げ
			老齢福祉年金受給者				
第 2 段階 (基準額×0.485)			本人の前年中の公的年金 等収入金額とその他の合計 所得金額の合計額が	80万円以下の方	33,700円	2,809円	1,100円 の引下げ
第 3 段階 (基準額×0.685)		第 1 段階、第 2 段階に該当しない方		47,600円			
第 4 段階 (基準額×0.85)		世帯 課税	本人の前年中の公的年金 等収入金額とその他の合計 所得金額の合計額が	80万円以下の方	59,100円	4,925円	
第 5 段階 基準額	80万円超える方			69,600円	5,800円		
第 6 段階 (基準額×1.2)	本人 住民税課税	本人の前年中の 合計所得金額が	120万円未満の方	83,500円	6,959円		
第 7 段階 (基準額×1.3)			120万円以上 210万円未満の方	90,400円	7,534円		
第 8 段階 (基準額×1.5)			210万円以上 320万円未満の方	104,400円	8,700円		
第 9 段階 (基準額×1.7)			320万円以上 420万円未満の方	118,300円	9,859円		
第 1 0 段階 (基準額×1.9)			420万円以上 520万円未満の方	132,200円	11,017円	7,000円 の引上げ	
第 1 1 段階 (基準額×2.1)			520万円以上 620万円未満の方	146,100円	12,175円	13,900円 の引上げ	
第 1 2 段階 (基準額×2.3)			620万円以上 720万円未満の方	160,000円	13,334円	27,800円 の引上げ	
第 1 3 段階 (基準額×2.4)			720万円以上の方	167,000円	13,917円	34,800円 の引上げ	

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



この計画の推進により、SDGsの達成に
貢献することを目指します。

—編集・発行—

山形市 長寿支援課・介護保険課・指導監査課

電話641-1212(代) 内線653